

2023年（令和5年）3月20日

学校法人清風学園
理事長 平岡 宏一 殿
学校法人清風学園 清風高等学校
学校長 平岡 宏一 殿

大阪弁護士会
会長 福田 健次

勧告及び要望書

学校法人清風学園（以下「貴学園」といいます。）が運営する清風高等学校（以下「貴校」といいます。）の生徒複数名から、貴校校則の頭髪規定及び携帯電話持込禁止規定並びにこれらの運用が生徒らの人権を侵害しているとの申立てがありました。

当会人権擁護委員会において、申立人らを含む貴校生徒複数名及び保護者らから事情聴取し、貴校に対して2回の照会書を発出して回答を得るなどして調査した結果、下記のとおり人権侵害があると認めましたので、貴学園及び貴校学校長に対し、以下のとおり、勧告及び要望いたします。

(勧告及び要望の趣旨)

第1 勧告

- 1 貴校の校則のうち、頭髪規定に関し、定期的実施される散髪検査にあたっては、検査を行う教師が生徒の頭髪を目視のみによって判定すること、及び、今後、教師らによって、以下の行為が行われないよう、教師らを指導することを勧告する。
 - (1) 検査にあたる教師が、生徒の前髪に触る、押さえる、つまんで引っ張るなどして、眉毛に届くことをもって不合格とする行為
 - (2) 教師によって、合否の判定に違いがあり、また、特定の教師が生徒によって対応を違える行為
 - (3) 教師が、①ハサミを渡して生徒自身で切るよう指示する行為、②生徒の前髪を教師自身によってハサミで切る行為
- 2 貴校の校則のうち、携帯電話持込禁止規定に関し、同規定に違反した生徒及びその保護者に対して、携帯電話の解約を求めないよう、勧告する。

第2 要望

散髪検査を含む頭髪規定及び携帯電話持込禁止規定に関する校則のあり方を見直すこと、これらの規定について現行の規定内容及び運用が維持される限りは、以下の対応を採ることを要望する。

- 1 頭髪規定及び携帯電話持込禁止規定について、各規定の具体的な実施要領について周知に努め、入学試験実施日より以前の時期、遅くとも願書提出の時期までには、入学を検討している者及びその保護者がこれらを知ることができるよう広く周知すること
- 2 生徒や保護者の意見に耳を傾け、頭髪規定や携帯電話持込禁止規定など校則について共に協議し、検討するという柔軟な対応を採るとともに、生徒との対話を通じた風通しの良い関係を構築すること

(理 由)

第1 当会が認定した事実

以下の事実は、当事者間に争いがないと認められるほか、当会に提出された資料その他の事情によって認定できる。なお、認定の根拠となる資料等を示す場合は、括弧書内で示している。

1 貴学園、貴校について

(1) 貴校は、貴学園が運営する私立高等学校・男子校であり、貴学園は、清風中学校(男子校)を併設、運営し、6年間の中高一貫教育を実施しているほか、貴校においては清風中学校以外の外部の生徒についても、入学試験に合格した者は新規の入学者として受け入れている。

(2) 貴校ホームページの「教育方針」「守らねばならない事項・特色」のページにおいては、以下の事項が掲載されている。

ア「守らねばならない事項」として、以下の5項目が列挙されている。

- 1 学校の規則を守り、建学の精神に反することをしない
- 2 喫煙はしない
- 3 服装は制服を着用する
- 4 頭髪は学校指定の髪型にする
- 5 各学年ごとの修養行事には、全生徒が参加する

その下部には、「本校は私立学校であり、入学を希望する人は、建学の精神、教育方針に賛同していただかなければなりません。仏教の戒律を守る精神で、上記のことを堅く守ってください。これを守れない時は退学になります。」との記載がある。

イ 「特色」として、10項目が列挙されており、そのうち、第1項から第4項には、

以下の項目を掲げている。

- 1 建学の精神に基づき、仏教を中心とした宗教による教育を行っている。
- 2 毎日の朝礼で般若心経の読誦を行い、折に触れて写経を行っている。
- 3 高野山修養行事（1年）、法隆寺・薬師寺修養行事（2年）、伊勢神宮修養行事（3年）を行い、信仰の大切さを体得させている。
- 4 仏教の戒律を守る精神に基づき、ルールを守る大切さを体得させている。

(3) 校則の制定権者

学校長である（貴校回答書）。

2 頭髪規定及びその運用について

(1) 頭髪規定

貴校には校則として、下記の頭髪規定がある。

記

①

1. 髪型は、必ず裾と耳もと全体を刈り上げしなければならない。
2. 前髪は、自然に前へたらしめたとき、眉毛にかからない程度の長さにする。
3. もみ上げをそり落したり、長すぎたりしてはいけない。また、額の生え際もそり込んだりしてはいけない。
4. 髪の毛を染めたり、パーマをかけるとか、またパーマをかけたような状態にしてはいけない。
5. 流行を追うような髪型をしてはいけない。

②

1. 毎月1回検査を行うので、検査当日までに各自散髪しておくこと。
2. 検査の結果、不合格の場合は、裾と耳もと全体を刈り上げて調髪すること。
3. 検査日以外でも、本校の生徒として、ふさわしくない髪型として注意を受けた場合は、その指示に従って規定の髪型に調髪すること。

(2) 頭髪規定に関する細則や運用の基準等についての明文上の定め

存在しない（貴校回答書）。

(3) 頭髪規定の具体的な意味

ア 1項の「必ず裾と耳もと全体を刈り上げなければならない」でいう、刈り上げの範囲と長さについて、髪の毛の生え際部分（「清風学園の建学の精神と教育方針 清風魂」と題する小冊子（以下、「清風魂」という。）に掲載されている「髪型の例」を示す写真に○で表示されている部分）がつまめない程度の長さに、と指導する必要がある（貴校回答書）。

イ 2項の前髪の長さについて、「自然に前へたらしめたとき、眉毛にかからない程

度」とは、手で前髪を押えつけていない状態で、眉毛にかかからない程度のことを言う（貴校回答書）。

(4) 頭髪規定を置く趣旨・目的

貴学園は、学園の創設者の建学の精神に基づく教育方針に沿った、宗教に基盤を置く人格教育の実践を特色とする旨うたっており、その中で生徒としての身だしなみを大切にする目的で、仏教の戒律を守る精神から、中学校と高等学校共通の頭髪規定を定めて「見るべきものが見え、聞くべき音が聞こえる」ように、目と耳をふさぐことが無いような調髪を指導している（貴校回答書）。

(5) 頭髪規定の周知の時期・方法

入学試験の面接試験時に、受験生及び保護者に配布される「清風魂」に、「頭髪規定について」との見出しのもと頭髪規定と同趣旨の記載と、髪型の例を示す写真の掲載がある。

入学式に、生徒に配布される「生徒手帳」及び保護者に配布される「新入生保護者の皆さんにお願い」と題する小冊子に、「頭髪規定」との見出しのもと、頭髪規定と髪型の例を示す写真の掲載がある。

その他、周知の時期と方法を整理した表は、下表のとおりである。

時期	周知の方法
一般に公開しているもの	なし
出願前の志望者に対するもの	説明会等で質問を受ければ、生徒・保護者双方に説明
出願後、合格発表までのもの	面接試験 ¹ に際して、生徒に「清風魂」を配布した上、口頭で説明し、面接試験試験用紙でその了解の確認を取っている。
合格発表後、入学までのもの	なし
入学後	入学式において、生徒には生徒手帳を配布し、保護者には「新入生保護者の皆さんにお願い」と題する小冊子を配布した上、口頭で説明する。

¹ 学科試験が終了した後に、受験生及びその保護者を一堂に集めて、建学の精神、教育方針、特色、及び、頭髪規定をはじめとする校則等について説明をし、個別に賛同するかしないかを記載する形式の面接試験質問票を提出させるという方法で実施されている。

	加えて、生徒心得書写を宿題として新入生全員に課し、始業式の折に提出させている。
--	---

(以上、貴校回答書)

(6) 散髪検査について

ア 各学年に生活指導担当の任命を受けた教師を配置しており、年度初めに生活指導部よりこれらの教師に「散髪検査」の実施要領を周知しており、加えて実際の検査に際しては、必ず経験者を含む複数の教師で実施している（貴校回答書）。

イ 概ね月1回の頻度で実施する（修養行事や体育祭、卒業式などの行事との兼ね合いで、間隔が多少伸縮する場合がある）。実施日は行事予定表に記載され、加えて4～5日前には担任教師より生徒に対して事前連絡・事前指導を行っている（貴校回答書）。

ウ 実施日には、終礼の時間に、各学級の担任を含む3名の教師が教室に入り、学級の生徒全員に着席して瞑目するよう指示し、3名の教師が生徒の間を回って頭髪の状況を目視し、頭髪規定に抵触する疑いのある者について3名が合議して、その場で合否判定している（生徒ら聴取結果。上記アの貴校回答書の内容と矛盾しない。）。

エ 検査にあたる教師が生徒の前髪に触る、押さえる、つまんで引っ張るなどして、眉毛に届くことをもって不合格とした例がある（貴校回答書及び生徒ら聴取結果。ただし件数については主張の相違がある。）。

オ 教師によって、合否の判定に違いがあり、また、特定の教師について生徒によって対応が異なる例がある（貴校回答書及び生徒ら聴取結果）。

(7) 散髪検査の不合格となった場合の対応・処置

ア 不合格者には再度散髪を求め、散髪後に再検査を行なう（貴校回答書）。

イ 合格しなかった生徒に、教師が、①ハサミを渡して生徒自らで切ってくるよう指示した例、②生徒の前髪を教師自らハサミで切った例がある（貴校回答書及び生徒ら聴取結果。ただし件数については主張の相違がある。）。

ウ 合格しなかった生徒に、教師が、教室の前に出るよう指示し、教室内の他の生徒らに誰が合格しなかったのかを知らしめた例がある（貴校回答書及び生徒ら聴取結果。ただし態様や件数については主張の相違がある。）。²

² 散髪検査の運用に関し、以下の点については、生徒らと貴校の間に主張の相違がある。

i 検査にあたる教師が生徒の前髪に触る、押さえる、つまんで引っ張るなどして、眉毛に届くことをもって不合格とした例の件数について

(貴校の主張) 過去5年間に3人の教師で5件確認された（貴校回答書）。

(生徒らの主張) 貴校回答のような件数に止まらない。

ii ①ハサミを渡して生徒自らで切ってくるよう指示した例、②生徒の前髪を教師自らハサミで切った例の

(8) 「宗教」科への影響

「宗教」科の成績評価は、定期試験の評点と平常点の合計点となる。このうち平常点は、生徒心得の遵守状況、出欠状況など普段の生徒の素行を、担任教師が評価して採点する（貴校回答書）。なお、配点割合、採点の内訳については生徒・保護者に開示していない（同上）。

毎回一度で散髪検査に合格する生徒と、度々再検査を命じられる生徒では、生徒心得の遵守状況という観点から、生徒の成績評価には違いが生じる（貴校回答書。ただし、回答書には、成績評価の違いの程度について「若干」との記載がある。）。

(9) 散髪検査不合格者の退学処分の有無

貴校ホームページ「教育方針」「守らねばならない事項・特色」のページには、「守らねばならない事項」に列挙されている各事項を守れない時は退学になる旨の記載があるが、散髪検査不合格者が退学処分となった例はない。

3 携帯電話持込禁止規定及びその運用について

(1) 校則の内容

貴校が定める生徒心得の「4 持ち物について」の4項に、以下のとおり定められている。

携帯電話の持ち込みは原則として禁止する。ただし家庭の事情で特に必要がある場合は必ず保護者から書類（様式15）にて学級担任に願い出て、学校長の許可を受けること。また、緊急時に備えての位置情報端末機が必要な場合も必ず保護者から書類（様式16）にて学級担任に願い出て、学校長の許可を受けること。

件数、態様について

（貴校の主張）過去5年間に、①の例は6人の教師で13件、②の例は2人の教師で5件、それぞれ確認された。②の例は、いずれも、生徒から「先生が切って下さい。」と言われて教師が切ったものであり、強制的に切ったものではない（貴校回答書）。

（生徒らの主張）件数についての生徒側の認識は不明であるが、②の例について、生徒自ら、教師に切ってください、などと言ったことはない。

iii 教師が不合格となった生徒に有形力行使した例の有無

（貴校の主張）有形力行使した例はない。

（生徒らの主張）不合格となった生徒の胸ぐらをつかむなど暴行を加えた例がある。

iv 不合格の生徒を教室の前に出るよう指示し、教室内の他の生徒らに誰が合格しなかったのかを知らしめた例が見られる場面

（貴校の主張）入学して最初の散髪検査で、検査を行なう現場で合格者と不合格者を事例として引き合いに出して、次回の散髪検査の際の参考とさせている。あくまで指導であり、最初の散髪検査で散髪のやり直し・再検査を命じることはない。まして、不合格者を「みせしめ」として扱うことなどは決してない（以上、貴校回答書）。

（生徒らの主張）入学して最初の散髪検査時以外にも、不合格になった者を教室の前に出させた例がある。

なお、ここで言う「携帯電話」には、スマートフォン等の通信機器も当然含まれると解される。以下では、スマートフォン等の通信機器を含むものとして「携帯電話」という用語を用いる。

(2) 上記規定以外の細則や運用の基準等についての明文上の定め
存在しない（貴校回答書）。

(3) 携帯電話持込禁止規定を置く趣旨・目的
学業に必要なもの（ゲーム機、雑誌など）の持ち込みを禁止しており、携帯電話やスマートフォンなども、この部類に入るものとして原則禁止している（貴校回答書）。

(4) 例外的に持込が許される運用の状況

ア ただし書に記載の「家庭の事情で特に必要がある場合」とは、身内の不幸が予想され、緊急で連絡を取る必要がある場合などを想定している。この場合には携帯電話の持ち込みを許可しており、判明している過去3年の携帯電話許可件数は、以下のとおりである（以上、貴校回答書）。

携帯電話許可件数

	2020年度	2021年度	2022年度
中学校	1件	3件	3件
高等学校	3件	6件	10件
計	4件	9件	13件

イ 「緊急時に備えての位置情報端末機が必要な場合」としては、災害時の通信や安否確認を目的とした「キッズ携帯」や「位置情報端末」の持ち込みを想定しており、申請があればもれなく許可している。判明している過去3年の携帯電話許可件数は、以下のとおりである（以上、貴校回答書）。

キッズ携帯・位置情報端末許可件数

	2020年度	2021年度	2022年度
中学校	169件	230件	232件
高等学校	16件	19件	27件
計	185件	249件	259件

(5) 携帯電話持込禁止規定の周知の時期・方法

入学式に、生徒に配布される「生徒手帳」及び保護者に配布される「新入生保護者の皆さんにお願い」と題する小冊子に、「生徒心得」と題する貴校の校則の記載があり、そのうちの「4 持ち物について」の4項として、前記(1)に記載の携帯電話持込禁止規定の掲載がある。なお、頭髪規定と異なり、「清風魂」には、携帯電話持込禁止に関する記載はない。

その他、周知の時期と方法を整理した表は、下表のとおりである。

時期	周知の方法
一般に公開しているもの	なし
出願前の志望者に対するもの	説明会等で質問を受ければ、生徒・保護者双方に説明
出願後、合格発表までのもの	面接試験に際して、口頭で説明し、面接質問用紙でその了解の確認を取っている。 ³
合格発表後、入学までのもの	なし
入学後	入学式において、生徒には生徒手帳を配布し、保護者には「新入生保護者の皆さんにお願い」と題する小冊子を配布した上、口頭で説明する。 加えて、生徒心得書写を宿題として新入生全員に課し、始業式の折に提出させている。

(6) 持ち込みが発覚したときの処置

学校内及び登下校時に、携帯電話持ち込み禁止に違反した場合は、保護者に来校を求め、「学年指導、写経10巻、解約依頼」という指導をしている。「学年指導」とは、生活指導訓戒に至らない軽微な指導である(以上、貴校回答書)。

(7) 携帯電話を解約させる処置について

³ ただし、中学校入学試験の面接試験では、携帯電話の持ち込み禁止のみ口頭で説明し、持ち込んだ際は解約を求める旨の説明は行っていない。その上で、入学式の際は中学校・高等学校ともに生徒及び保護者に対し、生活指導部長より口頭で持ち込み禁止と、持ち込んだ場合に解約を求める旨を説明している(貴校回答書)。

高等学校入学試験の中の面接試験および入学式の際に生活指導部より口頭で説明しているの、その通りに解約してもらうという対応をしている。

解約を証する文書の提出があった件数は以下のとおりである（以上、貴校回答書）。

	2020年度	2021年度	2022年度
中学校	5件	15件	8件
高等学校	8件	14件	8件
計	13件	29件	16件

(8) 携帯電話持込禁止規定の違反に対する「宗教」科の成績への影響

「宗教」の成績評価としては、「校則に違反して指導を受けた」ということで、その学期の宗教の点数の中の「平常点」の部分で反映されることはあり得る。「宗教」の平常点とは、各学期において貴学園の「建学の精神」、「教育目標」、「教育方針」に沿った学校生活を過ごせていたかどうかを学級担任が総合的に判断して、「宗教」の「平常点」として評価することになっている。従って、平常点にどのように反映するかは、評価者である学級担任に一任されている（以上、貴校回答書）。⁴

第2 当会の判断

私人間においては、憲法が保障する基本的人権の保障が直接及ぶものではないと判断されるものの、私立学校は、国公立学校と同様、教育基本法、学校教育法に基づいた公教育機関として設置された公的存在である。しかも、憲法の定める人権規定が間接的にであれ適用される以上、私法の解釈を通じて人権侵害の有無が検討されることに何ら支

⁴ 携帯電話持込禁止に関して、当事者の主張が相違する事実は以下のとおりである。

i 停学処分等の有無

（貴校の主張）「学年指導、写経10巻、解約依頼」という指導をするだけであり、停学処分等をした例はない（貴校回答書及びその回答の趣旨）。

（生徒らの主張）携帯電話の持ち込み禁止に違反した生徒が、解約文書を提出するまで登校するな、と指導された例や、停学処分を受けた例がある（生徒ら聴取結果）。

ii 大学推薦入試への影響

（貴校の主張）「生活指導部からの指導（訓戒、家庭謹慎等）」については、「指定校推薦」、「校長印が必要な推薦」の校内選考で、その指導の重さに見合った基準を設けて評価しているが、携帯持込禁止に違反した場合の「学年指導」については対象外であるので、影響を与えるものとはならない（以上、貴校回答書）。

（生徒らの主張）携帯電話の持ち込み禁止に違反した生徒が、教師から、そのような生徒を推薦することを校長にお願いできるか、と言われ、学校推薦への応募を断念した例がある（生徒ら聴取結果）。

障はなく、人権侵害の有無を判断する本調査においても支障が生じるものではない。

以上の認識を前提に本件における頭髪と携帯電話に関する校則の妥当性、人権侵害可能性について論じる。

1 頭髪規定及びその運用について

(1) 髪は身体の一部であり、髪型は、個人の自尊心や美的意識と密接にかかわるものであって、特定の髪型を強制することは、身体の一部に対する直接的な干渉となり、強制される者の自尊心を傷つけるおそれがあるから、髪型の自由は、人格権と直結した自己決定権の一内容として憲法第13条の保障が及ぶ。

また、髪型は自己表現の一つであると考えれば、髪型の自由は、憲法第21条1項の保障する表現の自由としての保障も及ぶと考える。

16歳、17歳の未成年者も人権享有主体であり、未成年者であっても、これらの人権は当然保障される。

(2) この点、貴校の頭髪規定は、生徒らに特定の髪型を強制するものであって、生徒の髪型の自由に対する制約の程度が強度であることから、人権侵害と評価する余地がないわけではない。しかしながら他方で、私立学校には私学教育の自由が保障されており、過去の最高裁判例（最高裁昭和49年7月19日第三小法廷判決、最高裁平成3年9月3日第三小法廷判決、最高裁平成8年7月18日第一小法廷判決）が指摘するように、私立学校の建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針は尊重されなければならない。この点、頭髪規定①は、丸刈りのように生徒個人の自尊心や美的意識を認める余地が無いほど強度な規制であるとはいえず、面接試験時及び入学時における頭髪規定の周知の状況等に鑑みると、頭髪規定①自体が生徒らの髪型の自由を不当に侵害するものとして直ちに違憲・無効であると断ずることはできない。また、散髪検査を定める頭髪規定②は、頭髪規定①の規定の実効性を確保するための検査、不合格の場合の処置を定めたものであって、検査方法や処置の内容が規定を逸脱したり社会通念上相当な指導の範囲を超えるような態様でなされない限りにおいては、頭髪規定②自体が生徒の髪型の自由を不当に侵害するものとして直ちに違憲・無効であると判断することはできない。

(3) しかし、実際の頭髪規定の運用に関しては、貴校も認めるとおり、散髪検査の場において、検査にあたる教師が生徒の前髪に触る、押さえる、つまんで引っ張るなどして、眉毛に届くことをもって不合格とした例、教師によって合否の判定に違いがあり、また、特定の教師が生徒によって対応を違える例、合格しなかった生徒に、教師が、ハサミを渡して生徒自らで切ってくるよう指示した例、生徒の前髪を教師自らハサミで切った例があるというのである。これらの事例は、頭髪規定②によって予定された検査方法や不合格の場合の措置の内容を逸脱しており、また、社会通念上相当な指導

の範囲を超えたものであって、正当な理由なく、生徒の私的事項に介入するものとして生徒の髪型の自由を侵害しているものと評価される。⁵

以上の次第であるから、当会は、貴校に対して、勧告及び要望の趣旨第1、1に記載のとおり、勧告する。⁶

- (4) 生徒に対して校則に服することを正当化するためには生徒及び保護者に対する事前周知が重要な要素となる。この点、貴校の面接試験時や入学時における説明については面接試験用紙で賛同意思の確認を取る等相当踏み込んだ取組みを行っているとは評価し得るが、貴校のホームページでは、頭髪に対する規制が存在することはうかがい知ることができるものの、具体的な頭髪規定の内容や運用状況まで確認することができない。ほとんどの生徒及び保護者にとって、はじめて具体的な頭髪規定の内容を知らされる機会は入学試験の集団面接試験受験の場であるところ、面接試験の受験生や保護者は、この先、入学試験の合否発表を控えており、かつ、面接試験の時間内に賛否を回答しなければならない立場にあることを考慮すると、他校への合格がなかった受験生や専願の受験生の場合は、面接試験の場で頭髪規定に従わない意思を表明することは事実上困難である。一方、貴校において、面接試験よりも前の時点で、頭髪規定やその運用状況を周知することが困難であるとの事情は見当たらない。以上の事情に鑑みれば、入学試験実施日より以前の時期、遅くとも願書提出の時期までに貴校への入学を検討している者及びその保護者が、貴校の頭髪規定とその具体的な実施要領について知り得る状態にあることが望ましく、貴校における事前周知が十分である、とはいえない。

平成8年の前掲最高裁判決からすでに25年以上が経過しており、この間、社会は著しく変化している。1989年（平成元年）に国連で採択され、1994年（平成6年）に日本もこれを批准した子どもの権利条約は、子どもを「保護の対象」であるだけでなく、何よりもまず「権利の主体」であり、さらには「権利行使の主体」と捉

⁵ この点、貴校は、生徒の前髪を教師自らハサミで切った例について、いずれも生徒から「先生が切って下さい」と言われて教師が切ったものである、と述べているところ、不合格の判定を受けた生徒が、その不合格判定の直後に、真に自由な意思で教師に対して髪を切ってほしい旨申し出ることが社会通念上相当な処置であると考えられる。よって、貴校の主張を前提としても、本文で述べた評価は左右されないというべきである。

⁶ なお、教師が合格しなかった生徒に教室の前に出よう指示し、教室内の他の生徒らに知らしめた例については、仮に貴校が主張するとおり、入学して最初の散髪検査で合格者と不合格者を引き合いに出して参考とするために不合格者を前に出よう指示したもので、散髪のやり直し・再検査を命じることもなかった、というのであれば、当該事例をもって違法と評価することはできない。しかし、仮に、生徒らが主張するとおり、入学して最初の散髪検査以外にも不合格になった生徒を教室の前に出させた例がある、というのであれば、このような事例は、当該生徒の自尊心をひどく害するものであって、社会通念上相当な指導の範囲を超える疑いがあることを付言しておく。

えている。国連子どもの権利委員会は、日本に対し、日本の子どもの意見表明が家庭・学校その他のあらゆる場所で軽視されている旨、再三にわたって勧告している。2010年（平成22年）6月の最終見解は、「学校が児童の意見を尊重する分野を制限していること、政策立案過程において児童が有するあらゆる側面及び児童の意見が配慮されることがないことに対し、引き続き懸念を有する。委員会は、児童を、権利を有する人間として尊重しない伝統的な価値観により、児童の意見の尊重が著しく制限されていることを引き続き懸念する。」と指摘し、2019年（令和元年）の総括所見では「委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」と指摘している。このような指摘は、私立学校についても妥当する。

国公立、私立を問わず、次世代を育成する場である学校教育においては、国際化や日本社会の変化に対応し、より積極的に、生徒らの人権を保障するという憲法的価値を取り込んだ教育環境を調えることが求められるというべきである。

以上のような観点から、当会は、貴校に対し、散髪検査を含む頭髪規定のあり方の見直しを求め、同規定について現行の規定内容及び運用が維持される限りは、事前周知が十分でない事情に鑑み、勧告及び要望の趣旨第2本文及び同1に記載のとおり、要望する。

2 携帯電話持込禁止規定及びその運用について

(1) 携帯電話は、通話を通じて、自らの考えを伝達し、相手方の考えを聴くためのツールであるのみならず、インターネット回線等を通じて、広く情報を入手し、自らの意見、思想等を発信するツールとしても利用されており、現代の情報化社会においては表現の自由及び知る権利を確保する手段として不可欠の役割を担っている。携帯電話を所持し利用する権利は、表現の自由及び知る権利を保障する憲法第21条第1項によって保障されると解することができる。

また、携帯電話は、通信手段としての財産であり、端末を所持して、利用する権利は、憲法第29条1項が保障する財産権の一つであると解することができる。

(2) 他方、前記と同様、私立学校の建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針は尊重されなければならない。貴校は高等教育の場であり、携帯電話が学業にとって必ずしも必要とはいえないこと、文部科学省が令和2年7月31日付け通知において高等学校について「学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること」と述べていること等を考慮すると、貴校における携帯電話持込禁止規定自体が、生徒の携帯電話を所持・利用する権利を不当に侵害するものとして直ちに違憲・無効であると判断することはできない。

(3) しかしながら、学業に必要がないという観点からは、学校内での携帯電話の使用を

禁止するにとどめる、又は、登校時に生徒から携帯電話を預かって保管し下校時に生徒に返却するなどの運用を行うことで足りるはずである。

携帯電話の持込自体を禁止するということは、生徒らが登下校時に携帯電話を所持・利用することができないことを意味する。この点、貴校の生徒らの大半は、公共交通機関を利用し相当程度の時間をかけて通学していると考えられるところ、生徒らの人権に対する制約は、より抑制的であるべきであって、学校内での使用の禁止を超えて、登下校時の所持・利用の禁止を正当化する積極的な理由は見出しがたい。

携帯電話の使用については、SNS上でのいじめやゲームによる依存症・課金などの弊害も指摘される場所であるが、これらの弊害については、登下校時に限らず、自宅その他のプライベートな時間における使用においても生じうる問題であって、根本的には、ネットリテラシー教育によって対処すべき課題である。公共交通機関内でのマナーや歩きスマホなども、同様である。

携帯電話持込禁止規定のただし書にあるとおり、貴校では、例外的に携帯電話の持ち込みが許される場合があるが、それは、身内の不幸が予想される場合など、極めて限られた範囲にとどまっている。また、貴校では、「緊急時に備えての位置情報端末機が必要な場合」を念頭に「キッズ携帯」や「位置情報端末」の持ち込みを許容しているが、「キッズ携帯」や「位置情報端末」が、携帯電話に比べて通信手段や情報収集手段としての機能に制限があることは明白である。自然災害や事故、交通障害等による長時間にわたる列車内への閉じ込め等は、いつ発生するとも限らず、生徒らの安全確保の観点からは、日常の登下校時から、生徒ら自身が広く情報を収集し発信できる状態が確保されていることが望ましい。「キッズ携帯」や「位置情報端末」では、これに足りないことは明白である。⁷よって、ただし書で認められている例外措置は、携帯電話の持込自体を禁止する貴校の規定を正当化する根拠としては不十分である。

また、貴校の生徒らの大半は、公共交通機関を利用して通学しているという事情のもとでは、文部科学省通知が指摘するような、登下校時の携帯電話の所持・利用を禁止し学校内への携帯電話の持込自体を禁止しなければならないような「学校及び地域の実態」を基礎づける特段の事情は見当たらない。

このように、学校内での使用の禁止を超えて、生徒らが登下校時に携帯電話を所持・利用することまで禁止することを正当化する積極的な理由は見出しがたい。

(4) 以上のような観点に立つとき、持込禁止に違反した場合に、生徒及び保護者に携帯電話の解約を求めることは、過剰な措置であって、社会通念上相当な指導の範囲を超

⁷ 貴校の生徒数からすると、キッズ携帯・位置情報端末許可件数はごく少数であって、貴校の生徒らは、明らかにキッズ携帯等の所持・利用を忌避しており、キッズ携帯等を含め、何らの通信手段も所持しない状態での登下校を行っている者が大多数であると考えられる。登下校時における緊急事態発生の際、生徒らの安全が危ぶまれないか、懸念される。

えていると判断される。

貴校は、保護者立ち会いの場で、あくまで解約を「依頼」するものと述べているが、生徒や保護者から提出された「解約を証する文書」が貴校において集計されていることに示されるとおり、貴校では、解約を求めて強い態度で臨んでいることがうかがえるのであって、生徒及び保護者が解約を拒否することは事実上困難である。

いったん解約をすれば、再契約しない限り、生徒は、登下校時のみならず、自宅その他のプライベートな時間においても通信手段を失う。解約手続や再契約手続に、経済的負担がないとはいえ、煩わしい事務手続も必要となる。貴校は、携帯電話持込禁止を徹底させる目的での「指導」というが、前述のとおり、登下校時の携帯電話の所持・利用の禁止には、生徒や保護者に上記の不利益を受忍させることに見合うほどの正当な根拠は見出しがたい。

貴校の携帯電話禁止規定についての周知について見ると、貴校のホームページでは、頭髪規定とは異なって、携帯電話持込禁止やこれに違反した場合の解約等の措置についてこれをうかがわせる記載さえ存在せず、面接試験の受験時に受験生及び保護者に配布される「清風魂」においても携帯電話持込禁止については記載がない。また、貴校は中高一貫教育を実施しているところ、中学校の面接試験時には、携帯電話持込禁止に違反した場合の解約措置については説明がなされていないというのであって、頭髪規定に比べても周知の点で不十分である。高等学校の面接試験時には口頭で、中高の入学式の際には資料配布とともに説明がされるとしても、このような時期では、事前の周知として十分とは言えないことは、頭髪規定で述べたところと同様である。このように携帯電話持込禁止規定の内容及びこれに違反した場合の解約等の措置については、貴校の事前の周知が十分であるとはいえない。

以上の事情を考慮すれば、携帯電話持込禁止規定に関し、同規定に違反した生徒及びその保護者に対して、携帯電話の解約を求める措置は、生徒の携帯電話を所持、利用する権利を不当に侵害していると認められ、貴校に対し、勧告及び要望の趣旨第1、2に記載のとおり勧告する。⁸ ⁹

⁸ 貴校は、解約措置に関して、「スマホ依存症を危惧していたので、解約はスマホと距離を置くいい機会になる。」などと、歓迎される保護者からの評価を多くいただいている旨述べているが、解約要請を受けた保護者が真に自由な意思でそのように述べているのかについては疑問があるうえ、仮にそのような意見を持つ保護者がいたとしても、すべての保護者がそうではあるとはいえない。また、保護者が、子のスマホ依存症を危惧するのであれば、貴校から解約を求められなくても、家庭内で話し合っ解決すればよい。貴校の上記主張をもって、解約措置が正当化されることはない。

⁹ なお、貴校は、回答書において、学校内及び登下校時に携帯電話持ち込みが発覚した場合に解約を依頼することは、2012年（平成24年）3月30日開催の大阪弁護士会子どもの権利委員会と大阪私学生徒指導連盟との連絡協議会において「携帯電話の校内持ち込み禁止の校則について、保護者・生徒に対して事前にその内容の周知が徹底されていれば、その有効性が担保されていると判断してよい。」という回答が当

(5) 以上で述べてきたとおり、学業に必要がないという観点からは、学校内での携帯電話の使用を禁止する範囲にとどめる、又は、登校時に生徒から携帯電話を預かって保管し下校時に生徒に返却するなどの制限で足りる、といえるのであって、登下校時の携帯電話の所持、利用までを禁止すべき理由に乏しく、前記のとおり、生徒らには登下校時に携帯電話による通信手段を確保しておく必要性が認められる。

よって、当会は、貴校に対し、携帯電話持込禁止規定のあり方の見直しを求め、同規定について現行の規定内容及び運用が維持される限りは、事前周知が不十分な点を踏まえ、勧告及び要望の趣旨第2の本文及び同1に記載のとおり、要望する。

第3 最後に

1 今回の勧告及び要望は、直接には貴校に対するものであるが、貴学園は、併設、運営する清風中学校においても、まったく同じ建学の精神や教育方針を掲げ、頭髪規定や携帯電話禁止規定を含む、同じ校則を定めていることから、勧告及び要望書の名宛人には、両校の運営主体である貴学園も含めることとした。

2 貴校は、散髪検査について、全教師を対象として過去5年間の調査を実施し、勧告及び要望の趣旨第1、1(1)ないし(3)に記載のような不適切な例が認められたことを受け、回答書において、「改めて散髪検査の判定基準及び運用方法について周知徹底をはかり、これら事案の防止に努めてまいります。」と述べている。また、2回目の回答書においては、周知徹底の具体例として、「散髪検査の際には生徒の身体に触れないように、校長より全教職員に徹底しました。」と述べている。これらの点は率直に評価できる。しかし、貴校が上記の調査に至ったのは、生徒らが当会に人権救済申立てに至ったことが直接の要因であって、自主的、自発的な取り組みによるものではない。

本件は、本来、学校内部の問題として、処理・解決されるべき問題である。にもかかわらず、貴校の生徒ら複数名が、当会に人権救済申立てを行ったのは、貴校においては、生徒会やPTAなどの組織と貴校との間の協議や意見交換が健全に機能していないため、生徒や保護者の意見や要望を貴校に伝えることができない状況にあった、あるいは、貴校回答書に「予め生徒心得を守ることを誓約して入学したのだから、(中略)頭髪規定

会子どもの権利委員会の委員からあった旨を指摘する。

当会では、子どもの権利委員会委員によって貴校が指摘するような「回答」があったことの確認ができていないが、仮に、協議会の場で、貴校が指摘するような「回答」が子どもの権利委員会委員によってなされていたとしても、その「回答」は、学校内への持ち込みの禁止を容認するにとどまり、違反した場合の解約措置まで容認したものでないことは明らかである。また、上記「回答」は、「保護者・生徒に対して事前にその内容の周知が徹底されて」いることが条件とされているが、携帯電話持込禁止規定の内容及びこれに違反した場合の解約等の措置について貴校の事前の周知が十分であるとは評価できないことは、本文で述べたとおりである。

よって、貴校の上記主張をもってしても、解約措置が正当化されることはない。

を守らなくてはならない」との記載があるように、この誓約を盾に頭髪規定や携帯電話持込禁止規定の厳守を求める貴校の態度から生徒や保護者が貴校との話し合いの場を持つことを望むことすらできない状況にあったためであると考えられる。

しかし、前述したとおり、これら校則の事前周知は、必ずしも十分とはいえない。また、生徒は入学後、日々成長していく過程で、自我に目覚め、自身の人格や個性を形成していくものである。たとえ、生徒が入学時に校則、特に頭髪規定を守ることを約束したとしても入学後の成長過程において自己の容姿に関わる規定について疑問や不満を持つようになることは自然なことである。そのようなときに、生徒らが安心して自由に貴校に対し、意見を言えるような環境があれば、当会に対し、人権救済を申し立てるという方法を採用することもなかったのではないかと思われる。当会としては、貴校に対し、本件をきっかけとして、今後、厳格な守秘の保障された相談窓口を設置するなどして、生徒や保護者の意見に耳を傾け、共に頭髪規定や携帯電話持込禁止規定など校則について協議、検討するという柔軟な対応を採るとともに、生徒との対話を通じた風通しの良い関係構築がなされることを望む。それゆえ、勧告及び要望の趣旨第2の本文及び同2に記載のとおり、要望する。

最後に、貴校に限らず、大阪府下各校において、生徒らが、各校における日々の教育、とりわけ教師との交流を通じて、自我が芽生え、感受性豊かに人格を形成していくことを念頭に、これら生徒らに対して校則とその運用による管理ではなく、ひとつの人格として尊重し、受け止め、対話する教育がなされることを願ってやまない。

以 上